

# 令和 8 年度 弁理士 試験 論文式筆記試験問題集

〔必須科目：特許・実用新案〕

## 《受験上の注意》

1. この問題集には、試験開始の合図があるまで手を触れないでください。
2. 試験開始の合図があったら、乱丁・落丁がないか確認してください。  
試験時間中に問題集の印刷不鮮明、汚れ等に気付いた場合は、挙手の上、監督員の指示に従ってください。また、問題集は、どのページも切り離してはいけません。
3. この問題集には、弁理士試験が実施される日において施行されている特許法等に関する問題を2題掲載しています。
4. 試験問題の内容に関する質問には、試験後においても一切お答えできません。
5. 答案用紙への記載について、【問題Ⅰ】の解答は「1問目」の答案用紙（青色）のみに、【問題Ⅱ】の解答は「2問目」の答案用紙（赤色）のみに、それぞれ記載してください。  
なお、答案用紙の追加は一切行いません。
6. 答案用紙への記載は、黒又は青インクのボールペンもしくは万年筆を用いて、丁寧に記載してください（消しゴム、インクを消せる筆記具、鉛筆、サインペンは使用不可）。  
訂正する場合は、該当箇所にも二重取消し線を引いて訂正してください。
7. 答案作成検討（下書き）のため、答案構成用紙（A4判）を試験科目ごとに1枚配布します（追加配布はありません。）。
8. 試験時間は2時間です。  
試験開始後60分間と終了前10分間は、退室できません。  
なお、試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合や体調不良の場合等には挙手の上、監督員の指示に従ってください。
9. 試験時間中は、受験票、筆記具、時計、弁理士試験用法文集及び監督員から許可されたもの以外は、机の上に置かないでください。  
また、携帯電話及びウェアラブル端末機等の通信機器並びに電子機器類の使用はできません。  
監督員の指示に従って必ず電源を切ってかばんの中にしまってください。  
なお、試験時間中に監督員から許可されているもの以外が机の上に置いてある場合や通信機器又は電子機器類を用いたと疑われる場合は不正行為とみなされることがあります。
10. アラーム付きの時計はアラームが鳴らないようにしてください。
11. 不正手段により試験を受けている者又はその疑いのある者に対しては、試験を停止します。  
また、試験後、不正手段により試験を受けたことが判明した場合は、合格の決定を取り消します。
12. 試験時間中の喫煙及び飲食は厳禁とします。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル又はマイボトル1本（500ml程度）に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。  
ペットボトル等は、机の上に置かず、必ずふたをしめて足下に置き、こぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないように十分注意してください。
13. この問題集及び答案構成用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。  
ただし、途中退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、問題集及び答案構成用紙の上部余白に受験番号及び氏名を記載し、答案構成用紙を問題集に挟んで監督員に預け、本科目の試験時間終了後、受験者が退室してから5分以内に、受験票を持参の上、試験を受けた試験室に取りに来てください。  
なお、受験者退室後5分以上経過してからの持ち帰りはできませんので御注意ください。

## 令和8年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[特許・実用新案]

### 【問題 I】

以下の設問に答えよ。解答は、いずれも法令及び条約上の根拠を提示し、その要件に各設問の事実を当てはめて、結論を導き出すこととする。ただし、文中に説明がない限り、各設問はいずれも独立しており、各設問に記載の事実は他の設問との関係では存在しないものとする。また、問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- 1 パリ条約の同盟国 **X** において、同盟国民である **甲** は、2024 年 4 月 1 日に請求の範囲に発明 **I** を記載した特許出願 **A** をした。その後、**甲** は、出願 **A** について出願の公開がされていない状態、かつ、いかなる権利をも存続させない状態で、2024 年 4 月 15 日に出願 **A** を取り下げ、2024 年 5 月 1 日に同盟国 **X** に請求の範囲に発明 **I** を記載した特許出願 **B** をした。なお、**甲** は出願 **B** の時まで、出願 **A** に基づく優先権の主張を伴う出願を行ったことはなかった。

**甲** は、令和 7 年（2025 年）4 月 15 日に、日本国特許庁に対し、出願 **B** に基づくパリ条約による優先権の主張を伴う、特許請求の範囲に発明 **I** を記載した特許出願 **C** をした。

出願 **C** に対し、審査官より特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないとの理由で、拒絶理由が通知された。**甲** は、発明の技術上の意義が審査官に理解されていないと判断し、その意義を明確にすべく明細書を補正する補正 **α** を行うとともに、意見書において、従来技術との違いについて補充説明をするなどして応答したが、同じ理由によって拒絶をすべき旨の査定（以下「原査定」という。）の謄本が送達された。

**甲** は、拒絶査定不服審判の請求可能期間内に審判請求をすると同時に、特許請求の範囲を補正する補正 **β** を行った。

- (1) 出願 **C** に係る発明 **I** に関して、出願 **B** に基づく優先権の主張の手続は適法か否か、説明せよ。
- (2) 特許法第 162 条に規定する審査（いわゆる前置審査）において、審査官は補正 **β** が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「当初明細書等」という。）に記載した事項の範囲内においてしたものではなかったが、審判請求書における **甲** の主張を検討した結果、原査定の理由は妥当でなく、原査定時の出願 **C** については、拒絶の理由を発見しないとの心証を得た。この場合、審査官はどのように前置審査を進めるべきか、説明せよ。

（次頁へ続く）

(3) 審判において、審判官合議体は、補正  $\beta$  は適法であり、かつ補正  $\beta$  により原査定の拒絶の理由は解消するとの心証を得たが、審査段階でした補正  $\alpha$  が、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものではないとの心証を得た。この場合、補正  $\alpha$  に関して、当該審判官合議体はどのように審理を進めるべきか、説明せよ。なお、さらに審査に付すべき旨の審決については考慮する必要はない。

【60点】  
(次頁へ続く)

2 甲及び乙は、共同して発明イを完成し、出願人を甲及び乙として、発明イについて日本国特許庁に特許出願Aをした。なお、出願Aについて出願公開されておらず、出願Aは日本国特許庁に係属している。

(1) 出願Aについて、拒絶をすべき旨の査定が送達された。乙は、出願Aの特許請求の範囲を減縮する補正をして、引き続き権利化を希望したが、甲は、審判請求に必要な手続をすることも、自身の持分を乙に譲渡することも拒んだ。

そこで、乙単独名義で、出願Aにつき、拒絶査定不服審判請求の手続及び当該請求と同時に特許請求の範囲を減縮する補正の手続をした。

この場合、当該請求の手続及び当該補正の手続はどのように扱われるか、説明せよ。

(2) 甲は、発明イについて、出願Aに基づく優先権主張を伴う特許協力条約に基づく国際出願Bをしたいと考えた。

出願Aの出願日から1年以内に、甲は乙の同意を得ずに単独名義で、受理官庁である日本国特許庁に対して、全ての締約国を指定国として、出願Aに基づく優先権主張を伴う、発明イを明細書及び請求の範囲に記載した、国際出願Bを日本語でした。その後甲は、国内書面提出期間内に、特許法第184条の5第1項に規定される事項を記載した書面の提出及び必要な手数料の納付を行った。

この場合、当該特許法第184条の5第1項の手続後の日本国特許庁における国際出願Bに関し、出願Aに基づく優先権を主張する手続は適法か否か、説明せよ。

【40点】

【問題Ⅱ】

- 1 甲は、発明イに係る特許権Pの特許権者である。甲は、発明イについて令和6年2月9日に特許出願を行い、審査の結果、令和7年12月23日に特許権Pの設定登録がなされ、令和8年1月7日に特許掲載公報が発行された。

乙は、令和7年6月20日に製品Xの開発を開始し、製品Xを製造した。製品Xの販売直前に、乙が特許調査を実施したところ、令和8年6月26日に特許権Pがあることを発見し、製品Xは特許権Pを侵害する可能性があることが判明した。

この時点で、甲の特許権Pについて、当該権利が存在しなかったものとするために、乙が自ら採り得る特許法上の手続について説明せよ。

【30点】  
(次頁へ続く)

2 **甲**は、発明**イ**に係る特許（以下「本件特許」という。）の特許権者である。発明**イ**の技術的範囲に属する化合物を製造販売しようとする**乙**及び**丙**は、**甲**に対し、本件特許を無効にすることについて共同で特許無効審判を請求した。**乙**及び**丙**は、無効理由として、発明**イ**は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が、本件特許出願前に**乙**が学会で研究発表したことにより公然知られた発明**ロ**に基づいて容易に発明をすることができたものである旨を主張した。しかしながら、当該審判において、発明**イ**は発明**ロ**に基づいて容易に発明することができたとは認められないとして、請求が成り立たないとの審決がされた。

以上を前提に、判例や条文の趣旨に触れつつ、理由とともに以下の各設問に答えよ。

ただし、各設問はいずれも独立しており、問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- (1) **乙**のみが審決取消訴訟を提起した場合、この訴えは適法か。
- (2) 審決取消訴訟において、**乙**及び**丙**は、本件特許出願前に頒布された刊行物**A**を新たに提出し、無効理由として、発明**イ**は、刊行物**A**に記載された発明**ハ**に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであると主張した。このような刊行物**A**の提出を伴う**乙**及び**丙**の主張は許されるか。
- (3) 審決取消訴訟において、**乙**及び**丙**は、当業者の本件特許出願当時における技術常識を示す証拠**B**を新たに提出し、発明**ロ**の意義を明らかにすることで、発明**イ**は、発明**ロ**に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであると主張した。このような証拠**B**の提出を伴う**乙**及び**丙**の主張は許されるか。
- (4) 審決取消訴訟において、発明**イ**は当業者が発明**ロ**に基づいて容易に発明をすることができたことを理由として審決の取消しの判決が確定した。本件特許の特許権者である**甲**が、再開後の審判手続において、無効審決を回避するために自ら採り得る特許法上の手続にはどのようなものがあるか、取消判決の効力との関係を踏まえて説明せよ。

【70点】